

# 令和5年度 第1回 海老名市住居表示審議会

令和5年10月26日

## 議 題

### 「柏ヶ谷地区」及び「市役所周辺地区」の住居表示実施に伴う 実施区域・期日等の検討について

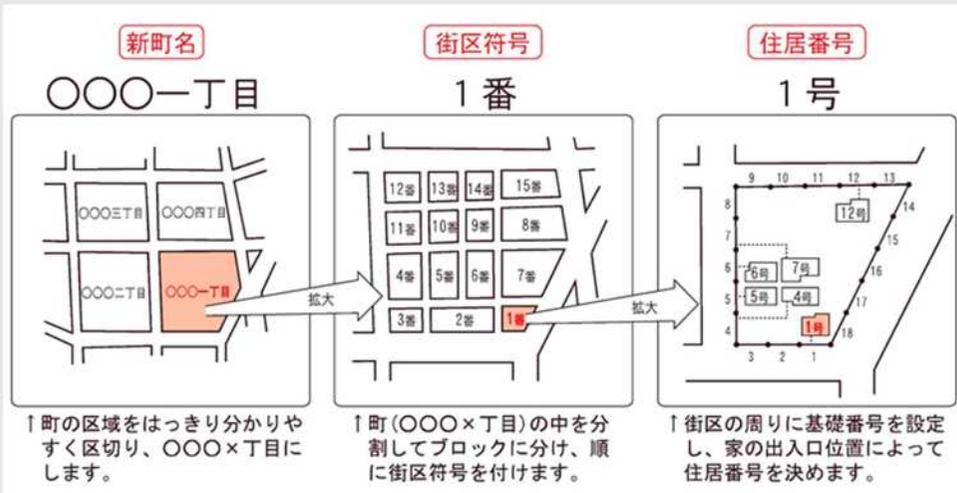
- (1) 住居表示整備事業の概要について
- (2) 柏ヶ谷地区の住居表示実施に伴う実施区域・期日等の検討
- (3) 市役所周辺地区の住居表示実施に伴う実施区域・期日等の検討
- (4) 今後のスケジュールについて

# 議題：「柏ヶ谷地区」及び「市役所周辺地区」の住居表示実施に伴う実施区域・期日等の検討について

## (1) 住居表示整備事業の概要について

- 現在の住所は「地番」表示されているため、土地の分筆や合筆により順序良く並んでいない。
- 建物ごとに順番に番号を付け替えることで、住所をわかりやすく表示する制度を「住居表示」という。
- 都市計画法に基づく市街化区域を住居表示対象の基本としており、令和3年8月に社家地区の住居表示を実施したことにより、市内では「柏ヶ谷地区」を残すのみとなっている状況。
- 現在市街化調整区域である市役所周辺地区においては、令和5年度末に市街化区域への編入が予定されており、編入後は土地活用が可能となり、建物や人が増加することが予想される。

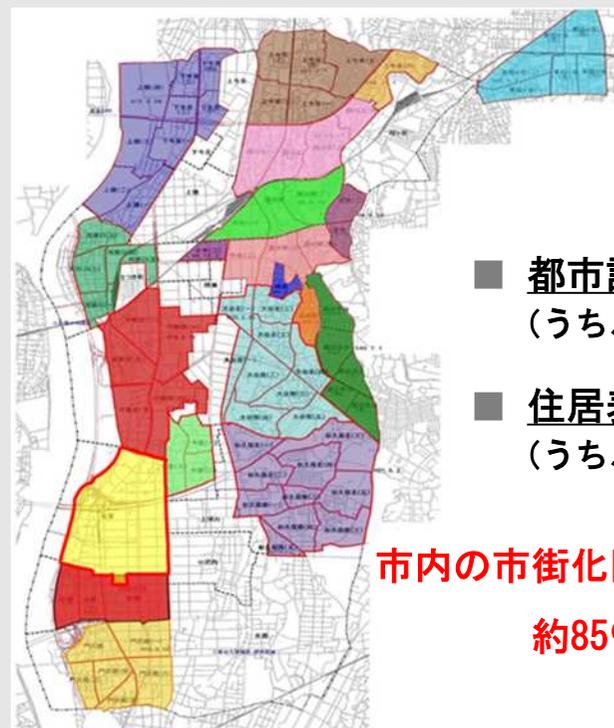
### 住居表示の表示方法



【実施前】 海老名市 社家 1 2 3 番地の 4 地番

【実施後】 海老名市 社家〇丁目 〇番 〇号  
新町名 街区番号 住居番号

### 市内の住居表示実施状況

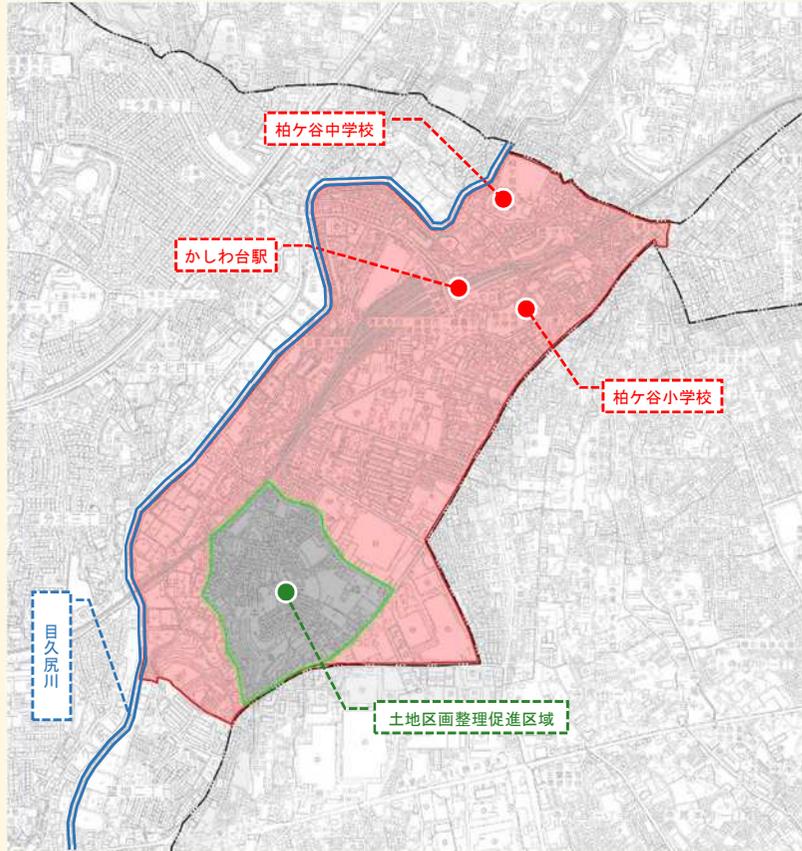


市内の市街化区域1,440haのうち、  
約85%で住居表示を実施済み

# 議題：「柏ヶ谷地区」及び「市役所周辺地区」の住居表示実施に伴う実施区域・期日等の検討について

## (2) 柏ヶ谷地区の住居表示実施に伴う実施区域・期日等の検討

### 柏ヶ谷地区の概要



- 柏ヶ谷地区は、市内北東部に位置し、座間市や綾瀬市と隣接する。
- 地区内には、相模鉄道かしわ台駅、柏ヶ谷小学校、柏ヶ谷中学校があり、西側の字界には目久尻川が流れている。
- 地区内の南部には「土地区画整理促進区域」（左図の緑色部分）が存在し、良好な住宅地としての整備促進を図っており、この10年前後で宅地造成等が進み、住宅や人口も増加していたが、ここ数年は比較的落ち着いている。

### ◆これまでの経緯

- R4. 6月 柏ヶ谷自治会役員説明会
- R4. 12月 促進区域内の役員・班長を対象とした説明会
- R5. 4月 東建ニューハイツ海老名自治会・かしわ台クラルテ自治会の役員説明会
- R5. 6月 3自治会合同役員説明会
- R5. 8月 第一回柏ヶ谷地区住居表示代表者会議
- R5. 9月 第二回柏ヶ谷地区住居表示代表者会議
- R5. 10月 柏ヶ谷地区全体の住民説明会

柏ヶ谷地区全体	土地区画整理促進区域
面積 107ha	面積 16.9ha
人口 約8,000人	人口 約2,000人
世帯数 約3,500世帯	世帯数 約400世帯
建物数 約1,500棟	建物数 約380戸（戸建て）

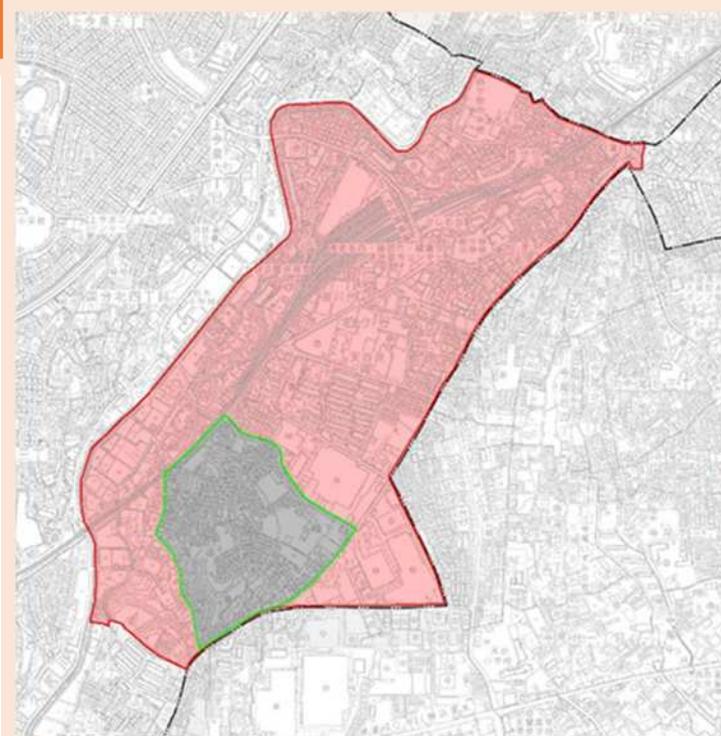
## (2) 柏ヶ谷地区の住居表示実施に伴う実施区域・期日等の検討

### ■ 柏ヶ谷地区の住居表示実施に伴う諮問の内容について

#### 諮問事項1 実施区域及び住居表示の方法について

- 実施区域については、土地区画整理促進区域を含めた柏ヶ谷地区全体とする。
- 住居表示の方法については、「海老名市住居表示整備実施要綱」第2条の規定により、街区方式とする。

住居表示の方法は、住居表示に関する法律第2条の規定により、街区方式か道路方式のいずれかによるものとされている。  
街区方式とは、街区符号や住居番号を用いて表示する方法であり、道路方式とは、道路の名称と住居番号を用いて表示する方法である。



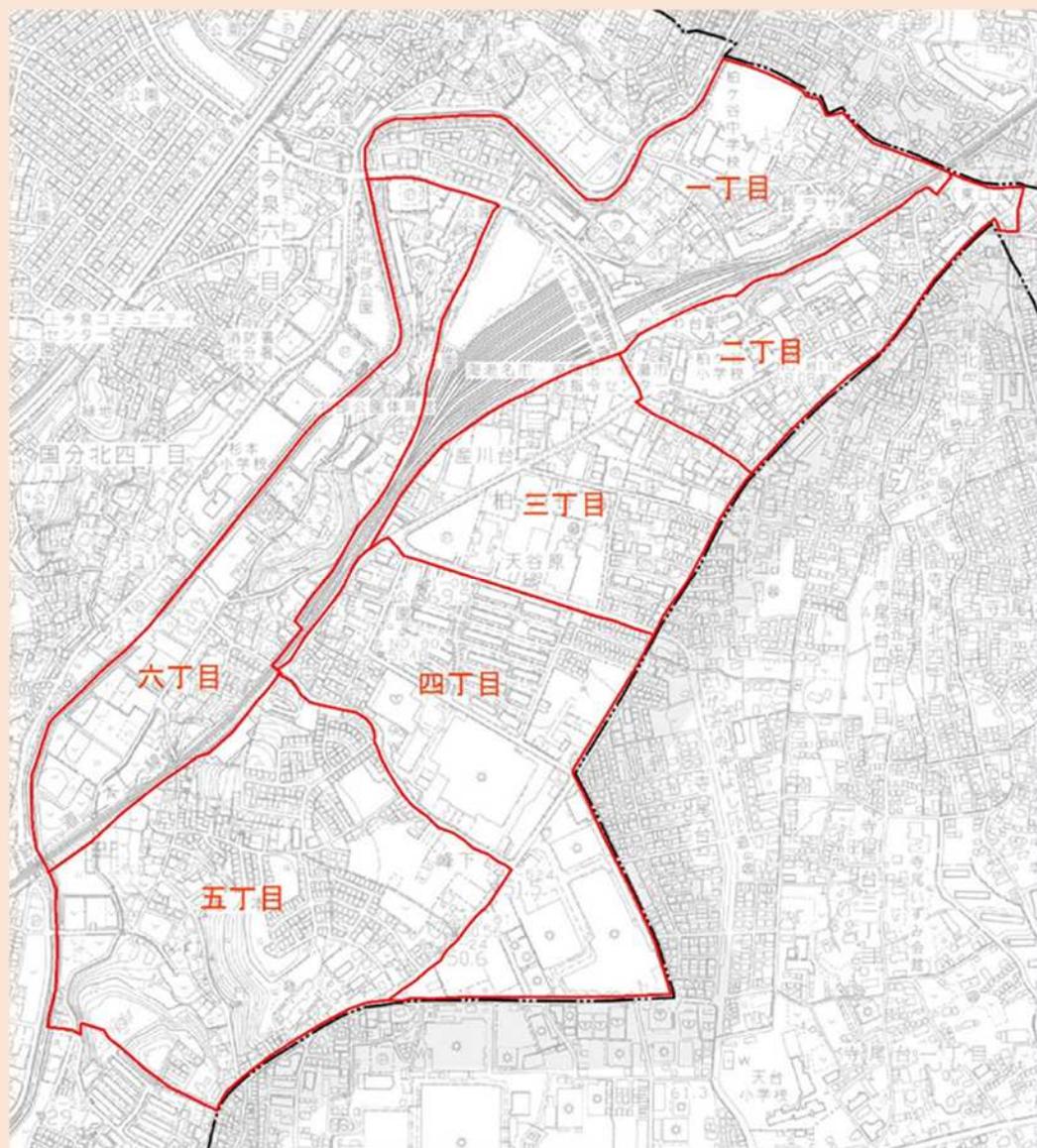
#### 諮問事項2 町区域の設定及び字区域の変更に伴う実施期日について

柏ヶ谷地区の町区域の設定及び字区域の変更に伴う実施期日は  
**令和6年8月26日(月)**とする。

居住者の異動や市からの発送物（納税通知書等）が集中する時期を考慮して設定。

## (2) 柏ヶ谷地区の住居表示実施に伴う実施区域・期日等の検討

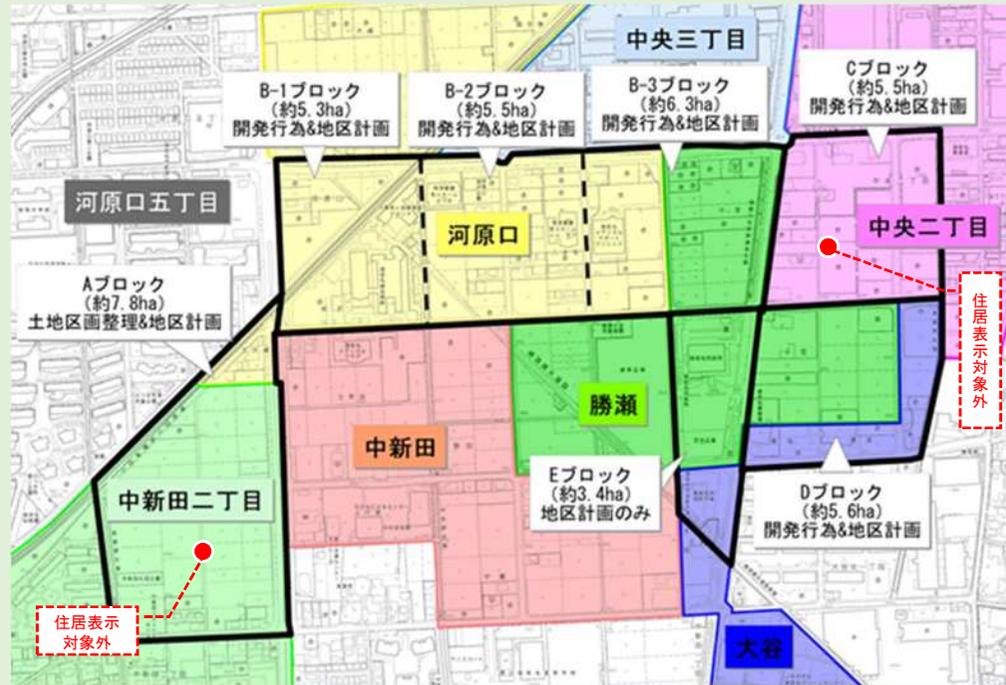
### 諮問事項3 実施区域内の町の区域及び名称について



- これまで2回開催した「柏ヶ谷地区住居表示代表者会議」の意見等をまとめた内容は以下のとおり。
- 町の区域については、南北方向に延びる「相模鉄道本線」を基準に分割し、西側を相模鉄道車両センターを境に、東側を道路などの恒久的に変化のないものを基準に4分割して、全6区域に分割した町の区域としている。
- 町の名称については、慣れ親しんだ「柏ヶ谷」をそのまま使い、柏ヶ谷地区の主要駅である「かしわ台駅」を含む町区域を柏ヶ谷一丁目とし、そこから時計回りに柏ヶ谷二丁目、柏ヶ谷三丁目、柏ヶ谷四丁目、柏ヶ谷五丁目、柏ヶ谷六丁目とする。
- なお、元々使用していた小字（長ヲサ、中原、天谷原、峰下、瀧ノ本、産川台）は柏ヶ谷一丁目から六丁目に変更される。

議題：「柏ヶ谷地区」及び「市役所周辺地区」の住居表示実施に伴う実施区域・期日等の検討について  
**(3) 市役所周辺地区の住居表示実施に伴う実施区域・期日等の検討**

市役所周辺地区の概要



- 神奈川県及び海老名市は一般保留区域（左図の黒色太枠で囲まれた部分）に設定された市役所周辺地区の市街化区域編入にともなう都市計画手続きを進めており令和6年3月の市街化区域編入を予定しているところ。
- 市街化区域に編入された場合には、土地活用が可能となり、地番表示されている住所は、合筆や分筆などにより整然と地番を付けていくことが困難となるため、新たな建物が建ち、居住者が入居する前に住居表示を実施する必要がある。
- 左図左下「Aブロック」については、土地区画整理事業に伴う住居表示となり、事業の進捗がほかの地区の開発行為等とは異なることから、今回行う住居表示の対象外とする。
- 左図右上「Cブロック」については、住居表示を実施している「中央二丁目」であり、開発行為による既存街区の変更を予定しているため、今回行う住居表示の対象外とする。

地区	面積	人口	世帯数	建物数
Aブロック	約7.8ha	13人	6世帯	9棟
Bブロック	約16.8ha	40人	18世帯	34棟
Cブロック	約5.5ha	2人	1世帯	10棟
Dブロック	約5.6ha	2人	1世帯	7棟
Eブロック	約3.4ha	0人	0世帯	10棟
合計	約39.1ha	57人	26世帯	70棟

出典：令和4年度住宅まちづくり課調査より

◆これまでの経緯

- R5. 3月 各自治会ごとに役員を対象とした説明会
- R5. 7月 第1回全体説明会（居住者や地権者等を対象）
- R5. 8月 第2回全体説明会（居住者や地権者等を対象）
- R5. 9月 河原口地区を対象とした説明会

# 議題：「柏ヶ谷地区」及び「市役所周辺地区」の住居表示実施に伴う実施区域・期日等の検討について

## (3) 市役所周辺地区の住居表示実施に伴う実施区域・期日等の検討

### 市役所周辺地区の住居表示実施に伴う諮問の内容について

#### 諮問事項1 実施区域及び住居表示の方法について



○ 実施区域については、左図赤枠部分とする。

＜対象外の地区＞

- ① 中新田二丁目地区／土地区画整理事業のため
- ② 中央二丁目地区／既に住居表示されているため
- ③ 市役所・消防本部地区／開発行為等がないため

○ 住居表示の方法については、「海老名市住居表示整備実施要綱」第2条の規定により、街区方式とする。

#### 諮問事項2 町区域の設定及び字区域の変更に伴う実施期日について

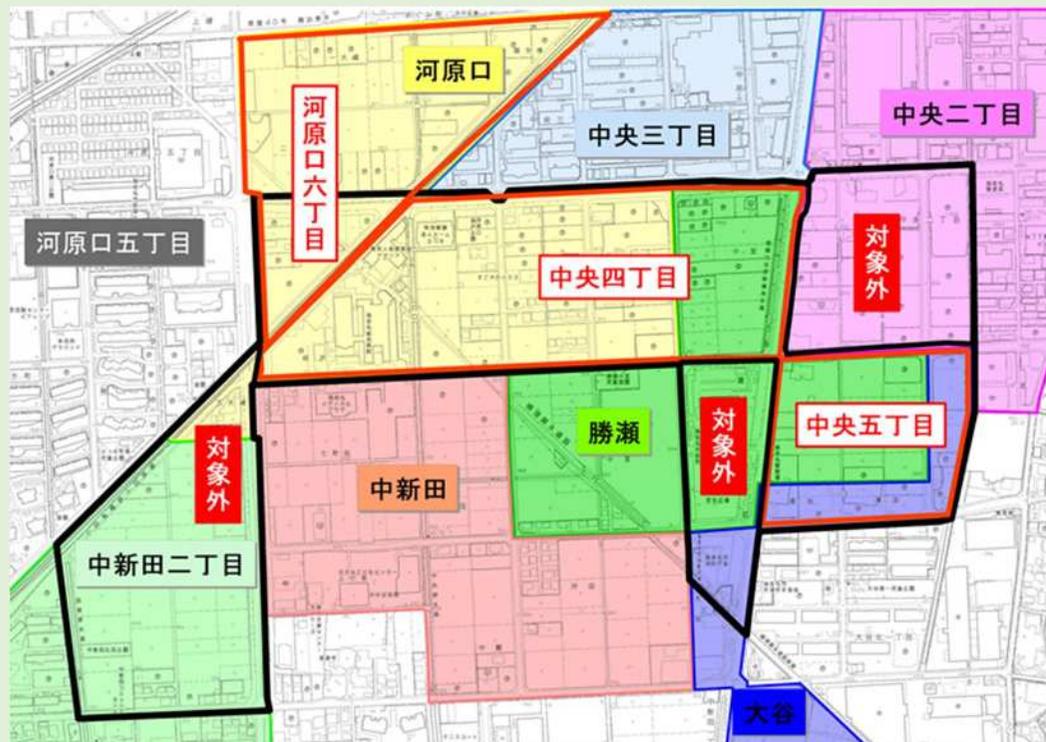
市街化区域へ編入された令和6年4月以降から開発行為等で建物が建ち、新たな居住者が入居する前に住居表示を実施する必要があることから・・・

市役所周辺地区の町区域の設定及び字区域の変更に伴う実施期日は、

令和6年7月29日（月） とする。

## (3) 市役所周辺地区の住居表示実施に伴う実施区域・期日等の検討

### 諮問事項3 実施区域内の町の区域及び名称について



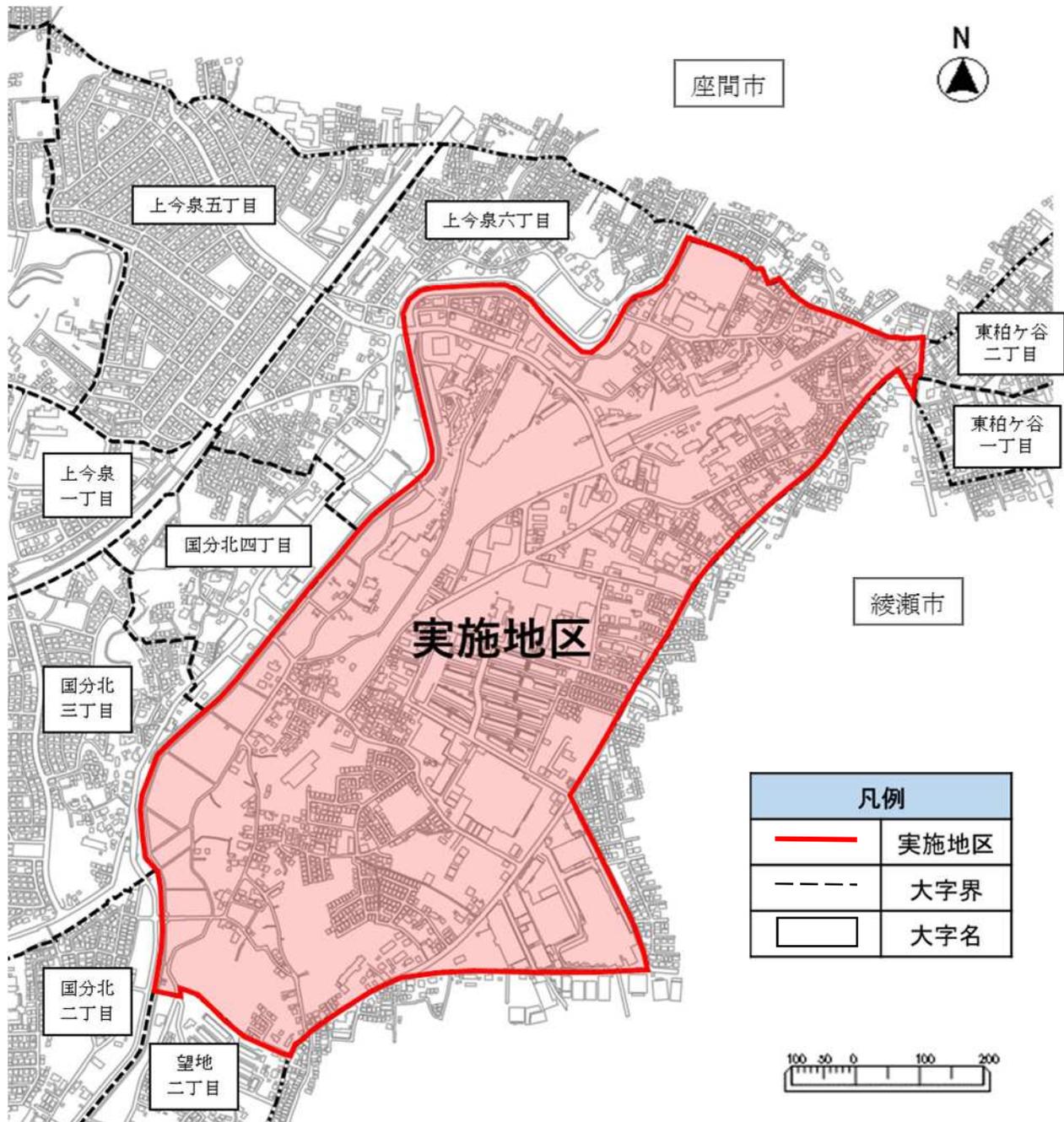
- これまで2回開催した「全体説明会」（居住者等を対象）や河原口地区を対象とした説明会での意見等をまとめた内容は以下のとおり。
- 河原口地区については、平成24年8月の住居表示実施により、河原口一丁目から五丁目まで存在しているため、「小田急小田原線」を基準に、市街化編入区域外の河原口を含めた北部一帯を新たな新町名の「河原口六丁目」として住居表示を実施する。
- 中央三丁目の南側に広がる河原口と勝瀬の字がある市街化編入区域部分については、新たな新町名の「中央四丁目」として住居表示を実施する。
- 市役所東側に位置する勝瀬と大谷の字がある市街化編入区域については、新たな新町名の「中央五丁目」として住居表示を実施する。
- なお、元々使用していた小字は新たな新町名に変更される。

## (4) 今後のスケジュールについて

- 審議会後に本日諮問した内容を公示し、住民からの変更請求がなければ令和6年3月議会へ上程
- 市役所周辺地区は規模が小さく、海老名警察署があることから、できるだけ早く住居番号まで告示
- 柏ヶ谷地区は規模が大きいため、社家の住居表示同様、実施日の2か月前程度に住居番号まで告示
- 海老名警察署のみ、4月の告示から約半年の周知期間を経て、令和6年10月1日に住居表示を施行

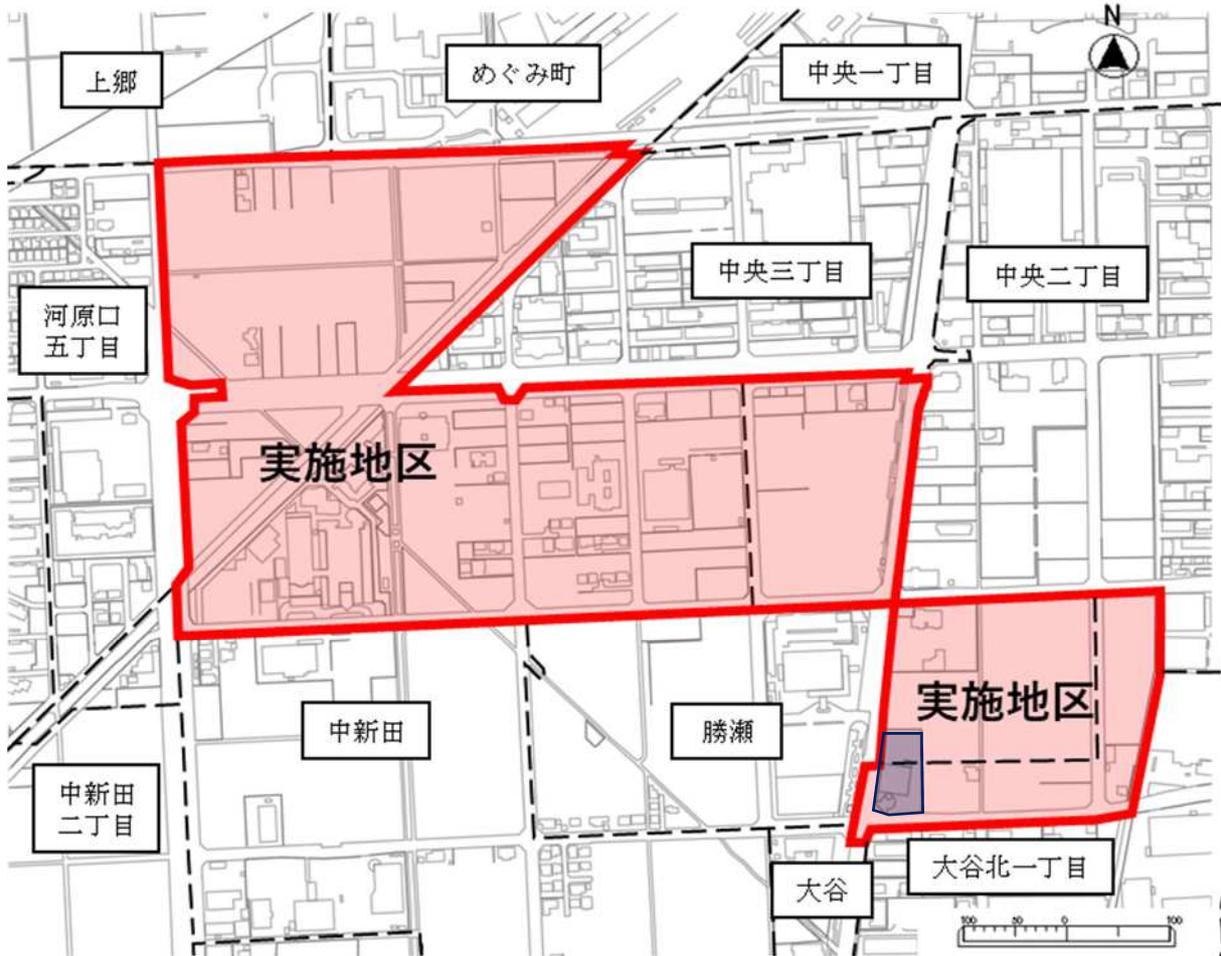
令和5年			令和6年										
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
第1回住居表示審議会	公示 (30日間)				市議会へ上程	告示 (市役所周辺地区)			告示 (柏ヶ谷地区)	7月29日 市役所周辺地区住居表示施行	8月26日 柏ヶ谷地区住居表示施行		10月1日 海老名警察署の住居表示施行

## 柏ヶ谷地区実施区域図



- ・住居表示の方法は、街区方式とする。
- ・町区域の設定及び字区域の変更に伴う実施期日は、令和6年8月26日（月）とする。

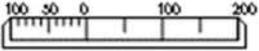
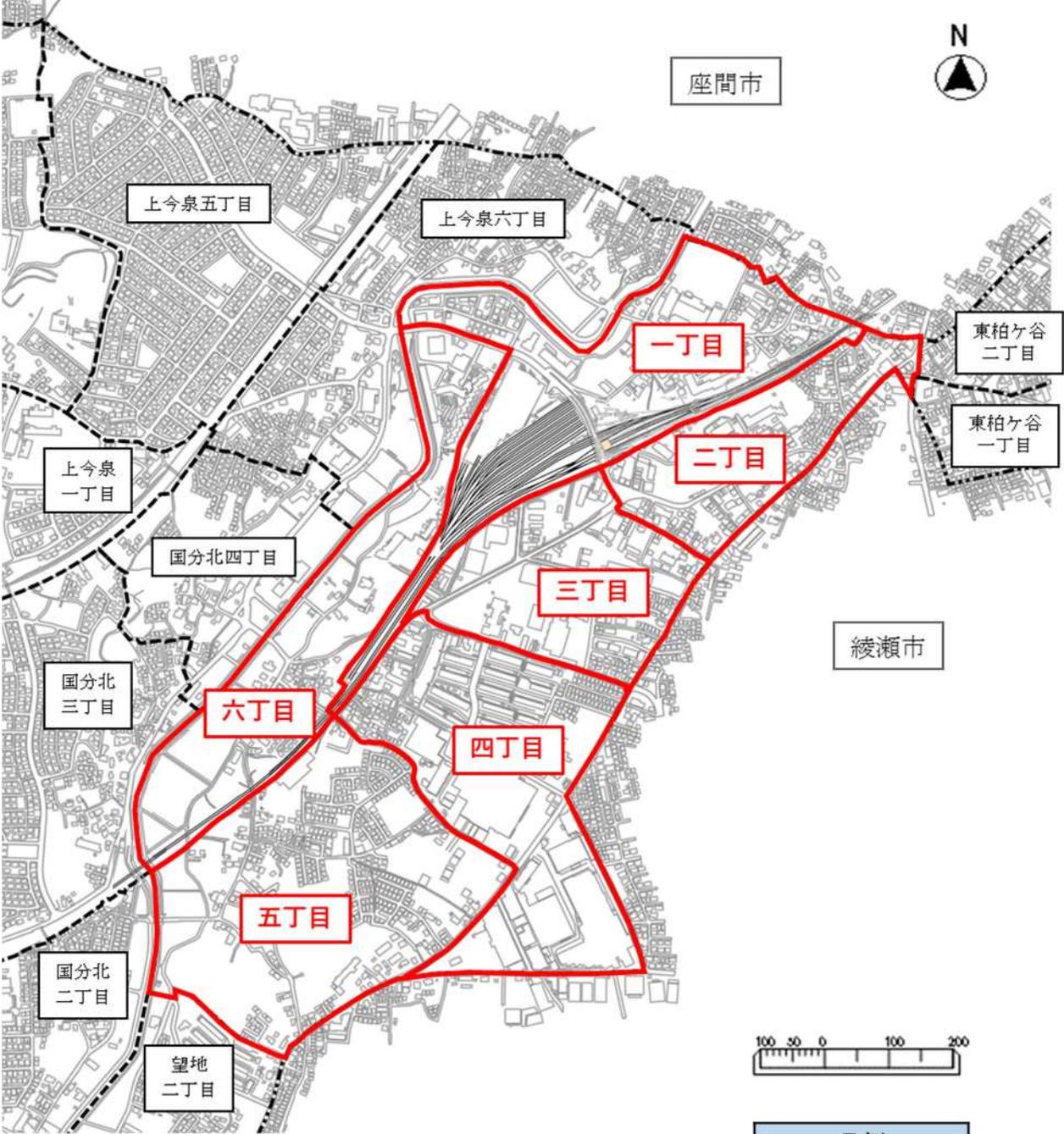
## 市役所周辺地区実施区域図



凡例	
—	実施地区
---	大字界
□	大字名
■	海老名警察署

- ・住居表示の方法は、街区方式とする。
- ・町区域の設定及び字区域の変更に伴う実施期日は、令和6年7月29日(月)とする。ただし、海老名警察署の住居表示施行期日は、令和6年10月1日(火)(予定)とする。

# 柏ヶ谷地区新町名及び町割り(案)



凡例	
<span style="color: red;">—</span>	新町界
<span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	新町名
- -	大字界
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	大字名

# 市役所周辺地区新町名及び町割り(案)



凡例	
—	新町界
□	新町名
- -	大字界
□	大字名

## 海老名市住居表示整備実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、住居表示に関する法律(昭和37年法律119号。以下「法」という。)に基づき、市街化が進んでいる地域における合理的な住居表示の実施に関して必要な事項を定める。

## (住居表示の方法)

第2条 住居表示の方法は、法第2条第1号に規定する「街区方式」とする。ただし、市長が地域の特性に応じ、やむを得ないと認めた場合は、法第2条第2号に規定する「道路方式」とすることができる。

## (町の名称等)

第3条 町の名称は、従来の町(字)の名称に準拠することを基本とする。ただし、これにより難いときは次のとおりとする。

- (1) 新たに町の名称を付ける場合は、できるだけ常用漢字を用い、読みやすく、かつ、簡明なものとする。この場合において、市内で同一の名称又は紛らわしい類似の名称が生じないようにする。
- (2) 町の名称に丁目を付ける場合は、丁目の起点は海老名駅に最も近い地点とし、放射状に整然と配列し、丁目の数はおおむね5丁目程度とする。

## (町の境界等)

第4条 町の境界は、公道、河川、水路、鉄道、その他恒久的な施設により、できる限り明確に定める。

- 2 町の境界線は、道路及び鉄道についてはその側線とし、河川及び水路についてはその中心線とする。ただし、その他の境界線については、境界物の状況を考慮して市長が適宜定める。
- 3 町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり又は飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団を形成するようにする。
- 4 町の規模は、市街地の用途、人口、家屋の密度、地形等を勘案し、おおむね66,000平方メートル(約20,000坪)から250,000平方メートル(約75,000坪)の範囲で定める。ただし、その区域内に学校、運動場、山林、大工場等(従業員数300人以上の工場等をいう。)がある場合は、この限りでない。

(街区の境界等)

第5条 街区の境界及び面積については、次のとおりとする。

- (1) 街区の境界は、公道、河川、水路、鉄道、その他恒久的な施設又は著名な地物によって定める。
- (2) 街区の境界を私道によって定める場合は、当該私道が公衆用として利用されているもので、かつ、容易に変更されないものを採用する。
- (3) 街区の面積は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとし、その面積は、おおむね3,300平方メートル(1,000坪)から5,000平方メートル(1,500坪)、戸数30戸程度とする。

(街区符号)

第6条 街区符号の付け方については、次のとおりとする。

- (1) アラビア数字を用いて「番」を付けて呼称し、数字の番号は一定の順序をもって付けること。
- (2) 起点及びその配列は、海老名駅に最も近い街区を起点として、連続蛇行式に付けること。

(住居番号等)

第7条 住居番号は、原則として別表第1に掲げる建物等に対して付けるものとする。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りでない。

2 前項に掲げる住居番号は、住居番号の基礎となるべき番号(以下「基礎番号」という。)を付けるものとし、その表示方法は、別表第2のとおりとする。

3 前項に掲げる基礎番号は、第14条に規定する住居表示台帳に基づき、次のとおりとする。

- (1) アラビア数字を用いて「号」を付けて呼称すること。
- (2) 街区の境界線をあらかじめ一定の間隔(以下「フロンテージ」という。)に区切り、基礎番号を付ける。
- (3) 前号に掲げるフロンテージは、5メートルから10メートルとし、1辺に5メートル未満の端数が生じたときは、その端数を直前のフロンテージに含める。ただし、地形、建物等の特殊性がある場合は、この限りでない。
- (4) 基礎番号は、海老名駅に最も近い街区の角を起点とし、右回りに順次番号を付ける。ただし、地形、建物等の特殊性がある場合は、この限りでない。

(5) 街区の角が曲線の場合は、角に相当する適当な点を起点として定める。

3 住居番号は、次の基礎番号をもって当該建物等の住居番号とする。

(1) 建物等の主要な出入口が街区の境界線となる道路に接している場合は、当該出入口が街区の境界線と接するところに付けられている基礎番号を住居番号とする。

(2) 建物等の主要な出入口が街区の境界線となる道路から離れている場合は、当該建物等から道路への主要な通路が、街区の境界線と接するところに付けられている基礎番号を住居番号とする。

4 特殊な場合の住居番号は、次のとおりとする。

(1) 建物等の主要な出入口又は通路の中心が、二つの基礎番号の境目にある場合は、原則として若い数字の基礎番号を住居番号とする。

(2) 建物等の出入口が2以上ある場合は、主要な出入口一つを選定し、その出入口が接している基礎番号を住居番号とする。

(3) 一街区の全部を一つの建物等が占めている場合は、当該建物等の主要な出入口が接している基礎番号を住居番号とする。

(住居番号に対する枝番号の特例)

第8条 同一の住居番号が生じる場合、次により枝番号を付けて住居番号とすることができる。

(1) 一つの基礎番号に複数の建物等が該当する場合、新たにその建物等に対し基礎番号の順と同じ方向に枝番号を付けて住居番号とする。

(2) 開発等により新設された道路の周囲に建てられる建物等について、同一番号が生じる場合は、次によるものとする。

ア 袋小路については出入口の中心を起点とし、両側線に独立したフロンテージを5メートルから10メートルの間隔で区切り、右側を奇数、左側を偶数として順次枝番号を付ける。

イ 道路により2方の街区境界線に通じる場合は、その道路の2分の1の中心点をもって2箇所の基礎番号に振り分け、アの規定と同様に枝番号を付ける。

ウ 住居番号は、基礎番号及びア又はイの規定によるフロンテージの番号を合わせる枝番号方式とする。

(団地における住居表示)

第9条 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、会社等が主として住宅の用に供するため、一団の土地に集団的に住宅を建設し、又は建設しようとする地域（以下「団地」という。）における町の名称、町の区画、街区の区画及び住居番号の付け方については、次のとおりとすることができる。

(1) 町の名称については、住居表示の観点から合理的であると認められるときは、〇〇団地という呼称を用いる。

(2) 町の区画については、その団地を一町とする。この場合において、数町を形成する規模を有するときは、その形状及び周辺地域との関連性を勘案して、その団地をもって数町を形成する町とする。

(3) 街区の区画については、幅員がおおむね4メートル以上の道路（一般交通の用に供する道路をいう。）によって区画された区域を一街区とする。この場合において、その街区の中に団地以外の他の建物が入り組んで存在するときは、その建物及び敷地を含めて一街区とする。

(4) 住居番号の場合は、次によるものとする。

ア 一街区の中に一定の面積で整然と区画されている場合は基礎番号によらず、その1区画ごとに順序よく番号を付けて住居番号とする。

イ 棟番号と各戸に付けられた番号とを合わせて住居番号とする。

ウ 棟番号で既に一定の方式によって整然と付けられているものは、そのまま用いる。

エ 各戸の番号は中高層建築物（海老名市開発指導要綱（昭和61年8月1日制定）に規定する中高層建築物をいう。以下同じ。）の場合にあつてはオの規定によるものとし、テラスハウスの場合にあつては起点となる住居を定め、一定の方向に順序よく整然と付ける。

オ 団地内の管理事務所、集会場、病院、学校等の公共施設又は分譲住宅、一戸建住宅等の中高層建築物以外の建物については第6条の規定により街区符号を付け、その住居番号については第7条の規定の例により整然と付ける。ただし、既に建物に棟番号が付けられている場合にあつては、エに規定するテラスハウスの場合の例により住居番号を付ける。

カ 一街区の中の団地外の他の建物の住居番号の付け方は、第7条の規定の例によるものとする。この場合において、当該街区の中高層建築物に付けられる住

居番号と重複しないように考慮する。

(部屋番号を使用する特例)

第10条 地階を除く階数が2以上、戸数が4戸以上の建物で、3桁以上の部屋番号を使用し、及び構造上区分された数個の部分で独立した住居、店舗、事務所等の用途に供しているものについては、当該建物の道路への主要な出入口の基礎番号と各戸の番号を合わせて住居番号とする。

(構内建物の住居番号)

第11条 会社、工場等の構内に寄宿舎、社宅等のある場合は、原則として会社、工場等の出入口の基礎番号をもって住居番号とする。

(住居表示台帳)

第12条 市は住居表示を行う区域について、正確な地図に基礎番号を図示した住居表示台帳を作成し保管する。

2 住居表示台帳は縮尺500分の1によるものとし、街区ごとに作成する。

3 住居表示台帳の付図は、縮尺1,500分の1の各街区の位置図を町単位に作成し、縮尺500分の1の街区ごとの図面の上に添付する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

《昭和48年7月1日 制 定》

《平成元年11月1日一部改正》

《平成6年9月20日一部改正》

別表第1（第7条関係）

## 住居番号付与建物等

専用住宅用建物	事務所
併用住宅用建物	工場用建物
アパート、ホテル、簡易旅館用建物	倉庫用建物
旅館、料亭用建物	市場用建物
待合用建物	学校（各種学校を含む。）用建物
店舗、百貨店用建物	集会場
劇場、映画館用建物	官公署用建物
キャバレー、ダンスホール用建物	宗教用建物
浴場用建物	公共の用に供する建物
病院用建物	公園等の施設

別表第2（第7条関係）

## 住居表示

区分	住居地	表 示	略 記
1	通常の 場合	海老名市〇〇〇丁目〇番〇号	海老名市〇〇〇-〇-〇
		海老名市〇町〇番〇号	海老名市〇町〇-〇
2	枝番号 の場合	海老名市〇〇〇丁目〇番〇-〇号 (枝番号)	海老名市〇〇〇-〇-〇-〇
3	団地の 場合	海老名市〇〇〇丁目〇番〇-〇号 (棟番号)(室の番号)	海老名市〇〇〇-〇-〇-〇
4	部屋番 号を住 居番号 とする 場合	海老名市〇〇〇丁目〇番〇-〇号 (基礎番号)(各戸番号)	海老名市〇〇〇-〇-〇-〇

備考 海老名市の前に「神奈川県」を付記すること。

○海老名市住居表示審議会条例

昭和48年6月30日  
条例第35号

海老名市住居表示審議会条例

(設置)

第1条 この条例は、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)の規定に基づく、本市の住居表示に関し、その円滑な実施を図るため市長の諮問機関として海老名市住居表示審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 実施の区域及び期日に関する事。
- (2) 実施区域内の町割及び街区割並びにこれ等の名称に関する事。
- (3) その他住居表示について市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 審議会は、委員8名以内をもって組織する。

(平成27条例4・一部改正)

(委員)

第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政庁の職員

(平成27条例4・一部改正)

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第6条 審議会は、必要に応じ、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、当該審議事項に関係のある者のうちから市長が委嘱し、当該審議事項の審議が終ったときに解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

- (1) 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- (2) 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営等について必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月2日条例第4号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 海老名市住居表示審議会 名簿

	役 職	氏 名
1	【学識経験者】 日本郵便株式会社 綾瀬郵便局 局長	小室 達彦 コムロ タツヒコ
2	【学識経験者】 東京電力パワーグリッド(株) 平塚支社 支社長	吉村 陽 ヨシムラ アキラ
3	【学識経験者】 (株)NTT東日本一南関東神奈川西支店 県央営業支店長	内田 幸宏 ウチダ ユキヒロ
4	【関係行政庁】 海老名警察署 署長	下山 幸男 シモヤマ ユキオ
5	【関係行政庁】 横浜地方法務局大和出張所 所長	江崎 理 エザキ オサム
6	【臨時委員】 柏ヶ谷自治会 会長	森山 輝男 モリヤマ テルオ
7	【臨時委員】 かしわ台クラルテ自治会 会長	浜島 隆 ハマシマ タカシ
8	【臨時委員】 東建ニューハイツ海老名自治会 会長	川端 茂雄 カワバタ シゲオ
9	【臨時委員】 勝瀬自治会 会長	吉澤 博昭 ヨシザワ ヒロアキ
10	【臨時委員】 大谷自治会 会長	大塚 秀樹 オオツカ ヒデキ
11	【臨時委員】 河原口連合自治会 会長	栗原 勉 クリハラ ツトム